

## 第2章 審理事務

### 第1節 概要

経済取引が多様化し、また各種政策税制が創設されるにつれて、法令解釈通達の内容は年々複雑化し、その範囲も多岐にわたっている。したがって、納税者や税務職員に対し、かかる法令解釈通達について正しい解釈の周知徹底を図り、併せて納税者からの質問や局署からの上申に対し、適切に回答又は指示を行うことが要請されており、審理事務の重要性はますます増大している。

また、我が国経済・社会の高度化・複雑化が進む中での課税処理の統一性・透明性の確保が要請されていることを踏まえ、また、納税者に対して適切な情報を提供することが責務であるとの認識をもって、事前照会事案に対して的確に対応し、もって納税者が適正な申告等を行えるように努めている。

現在、国税庁課税部における審理事務は、基本的な通達の整備や一般的な解釈通達の制定などの事務については個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室の各主務課が、事前照会事案に関する審理事務などについては審理室がそれぞれ担当している。

### 第2節 審理事務の現状

#### 1 基本通達の整備及び法令解釈通達の制定等

法令解釈についての国税庁の統一の見解として各税ごとに基本通達を制定するとともに、この基本通達については、毎年定期的にその見直しを行い、法令解釈が社会情勢や経済取引の実態等からかい離することのないよう配慮している。

最近 10 年間における特筆すべき事項は次のとおりである。

- (1) 個人課税課においては、法令改正に伴う見直し等を毎年行ったほか、所得税確定申告書について約 40 年ぶりの大幅な改訂を行い、平成 13 年分の確定申告から導入した。
- (2) 資産課税課においては、平成 12 年以降、①個人金融資産の「貯蓄から投資へ」の流れを加速させることを目的とした有価証券譲渡益課税制度の全面的な見直し、②生前贈与による資産移転の円滑化に資することを目的とした相続時精算課税制度の創設、③民間が担う公益活動の促進に資するための措置法 40 条の抜本的な見直し等の大幅な税制改正が行われたことに対応して、改正後の法令・制度が適正、円滑に執行されるために、取扱通達においても大幅な改正、整備を行った。
- (3) 法人課税課においては、平成 12 年以降、商法改正に伴う企業組織再編成、連結納税制度の創設、会社法の制定、新信託法の制定、公益法人制度改革など、社会経済情勢の大きな変化に伴う法人税法等の抜本的な改正が行われたことから、改正後の法令・制度が適正、円滑に執行されるよう法人税基本通達等の大幅な改正、整備を行った。

また、平成 14 年の連結納税制度の創設に伴い、連結法人に係る法人税法に関する取扱

いを定めた連結納税基本通達を平成 15 年 2 月に制定した。

- (4) 消費税室においては、平成 15 年度の税制改正により、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、中小事業者に対する特例措置等についての抜本的な改正のほか、消費税法に消費税の額を含めた価格表示の義務規定を設けることとする改正が行われたことに対応して、基本通達の大幅な改正・整備等を行った。

## 2 事前照会事案への対応

経済社会の高度化・複雑化や訴訟型社会の到来等に対して、今後とも税務行政への信頼を確保していくためには、課税処理の一層の統一性・透明性の確保を図るとともに、争訟に耐えるよう審理を充実することが重要である。

こうした観点から、審理室では関係各課と連携し、①文書回答を含む事前照会への正確かつ迅速な対応、②不服申立事務の適正かつ迅速な実施、③的確な訴訟対応に努めているところである（不服申立て及び訴訟については、第 7 章を参照）。

### (1) 文書回答手続

事前照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、個別の取引、事実等（以下「取引等」という。）に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### (2) 質疑応答事例の公開

納税者利便の向上に資するため、納税者からの照会などに対して回答した事例のうち、他の納税者の参考となるものをホームページ上に「質疑応答事例」として平成 17 年 1 月より公開している。